『改正労働安全衛生法等セミナー』を開催

労働者の安全と健康の確保対策を一層充実するための「労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 82 号）」が平成 26 年６月 25 日に公布され、主な改正７項目が４段階の施行となり、①計画届（法 88 条１項）の廃止、②電動ファン付き呼吸用保護具については、平成 26 年 12 月１日施行。③外国検査・検定機関の登録、④特別安全衛生改善計画制度の創設、⑤受動喫煙防止の努力義務化については、平成 27 年６月１日施行。⑥ストレスチェック制度の創設については、平成 27 年 12 月１日施行。⑦リスクアセスメントの義務化については、平成 28 年６月までに施行されることになりました。

26.12.9 西部会場（米子地方合同庁舎４Ｆ大会議室）全景

鳥取労働局（局長 河野（かわの） 純伴（すみとも））では、この「改正労働安全衛生法」等を説明するセミナーを東・中・西部で追加開催しました。参加申込が多く、定員を大幅に超えた東・西部会場では、午前の部を追加して、平成 26 年 12 月８日（月）に中部会場（倉吉地方合同庁舎）、同月９日（火）に西部会場（米子地方合同庁舎）、同月 17 日（水）に東部会場（鳥取労働局庁舎）で計５回開催し、事業場の労務担当者等約 160 名が参加しました。セミナーでは改正労働安全衛生法の改正内容の詳細について解説したほか、労働契約法、改正パートタイム労働法や産業保健活動総合支援事業などについても説明を行い、参加者は、改正労働安全衛生法の内容等について理解を深めました。

26.12.17 東部会場（鳥取労働局庁舎４Ｆ大会議室）全景

なお、改正労働安全衛生法の情報は、鳥取労働局ホームページ↓からどうぞ！

http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/topics/_119876/_120026/_120027.html